

2022年8月16日

お知らせ

個人ローンにおける相続発生時の対応に関するお知らせ

当行は個人ローンをお借入中のお客さまが亡くなられた場合において、相続が開始されたことをもって期限の利益喪失事由とはいたしませんのでお知らせします。

なお、ご契約済みの個人ローン商品において、亡くなられたことを理由として期限の利益喪失事由とする旨がお借入れ規定等に記載されている商品についても同様の取扱い方針といたします。

<対象となる個人ローン商品>

カードローン、住宅ローン、マイカーローン、教育ローン、リフォームローン、フリーローン

以 上